

宮崎市中央卸売市場・宮崎市公設地方卸売市場 関連事業者店舗の入店募集のお知らせ(随時募集)

宮崎市中央卸売市場では、関連事業者店舗の空き店舗について、入店される方の募集を行います。

入店希望者の方は、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

1. 空き店舗の状況

関連商品売場棟 (1店舗あたり 30 m²) 【配置図参照】

2. 施設使用料

税込 49,500 円/月 (1店舗あたり)

3. 問い合わせ先

宮崎市新別府町雀田 1185 番地

宮崎市中央卸売市場 管理棟 1階 管理事務所 (宮崎市農政部市場課施設係)

電話 (0985) 29-1503 FAX (0985) 29-1505

メールアドレス 15sijyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

関連事業者とは

関連事業者とは、「市場業務の適正かつ健全な運営を確保するためや市場機能の充実を図るため、市場の利用者に便益を提供するもの」と条例で定められております。

※市場の利用者には一般客は含まれませんが、現在市場活性化のために、午前7時から午後3時まで、銀行・総合食品売場・食堂・関連商品売場の一般客の利用を認めています。

関連事業者店舗の入店募集

1. 募集物件

関連商品売場棟

2. 申込方法

所定の申込書類により、期限までに申込してください。申込みに必要な所定の様式については、管理事務所で配布いたします。

3. 申込期間

随時（日曜、祝祭日は除く。） 9:00～16:00

※土曜日は11:30まで、日曜、祝祭日の受付は実施していません。

4. 申込場所

宮崎市中央卸売市場 管理事務所（宮崎市 市場課 施設係）

住所：宮崎市新別府町雀田 1185 番地

※持参又は、郵送（郵送の場合は管理事務所と事前協議を行ってください）

5. 申込書類

申込書類	
〈法人の場合〉	〈個人の場合〉
ア 関連事業者店舗入店希望申込書…【様式あり】	ア 関連事業者店舗入店希望申込書…【様式あり】
イ 定款又は規約	イ 住民票の写し…市町村発行
ウ 履歴事項全部証明書（登記簿の謄本）	ウ 直近の所得税の確定申告書の写し
エ 過去3ヶ年間の確定申告書の写し （貸借対照表・損益計算書を含む）	エ 事業計画書…【様式あり】
オ 事業計画書…【様式あり】	オ 履歴書…市販の用紙（上半身の写真添付）
カ 代表者及び役員の履歴書…市販の用紙（上半身の写真添付）	カ 資産調書（過去1年分）…【様式あり】
キ 株主または出資者の氏名及びその持ち株数または出資額を証する書面	キ 身分証明書…本籍地の市町村発行
ク 代表者及び役員の身分証明書…本籍地の市町村発行	ク 直近年度の市税の滞納無証明書
ケ 代表者及び役員の直近年度の市税の滞納無証明書	ケ 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書…【様式第1号】
コ 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書…【様式第2号】	
※既に関連事業者として許可を受けている者は、下記の書類を省略することができる。 イ、ウ、エ、カ、キ、ク、コ	※既に関連事業者として許可を受けている者は、下記の書類を省略することができる。 ウ、オ、カ、キ、ケ

○空き店舗によって施設内容が異なりますので、事前に店舗をご確認のうえ、申し込みをしてください（居抜き物件もあります）。

○市町村発行の書類については、申し込み日前3ヶ月以内に発行されたものである必要があります。

○宮崎市の「市税の滞納無証明書」は、市民課（本庁）及び各総合支所のみが発行となりますのでご注意ください。（地域センター、地域事務所、出張所、市民サービスコーナーでは発行できません。）

6. 申込資格要件

【別紙】参照 宮崎市中央卸売市場・宮崎市公設地方卸売市場 関連事業者募集要項（抜粋）

7. 審査

<第一次審査>

①書類審査

※審査合格者のみ、第二次審査（面接）の日時についてお知らせします。

※第二次審査（面接）については5日程前に連絡します。

<第二次審査>

① 業務内容が市場に相応しい店舗であるか等について審査します。

② 申し込み時にいただいた書類等をもとに面接を行います。また、必要に応じて実態調査を行う場合もあります。

8. 選考結果の通知および決定

① 面接後、約2週間を目途に、文書により選考結果をお知らせします。なお、選考の内容に関する問い合わせについてはお答えできません。予めご了承ください。

② 選考結果の通知後、内定者は10日以内に必要書類をご提出いただき、許可証等の交付後、入店決定となります。

③ 県警への暴力団照会の結果によっては、選考結果が変更となる場合があります。

④ 入店決定までには、一定の期間を要しますので、予めご了承ください。

9. その他

① 入店手続

・提出いただいた書類は、返却いたしません。

・入店できるのは、すべての手続きの終了後です。

② 施設使用料・保証金（1店舗あたり）

・施設使用料 税込 49,500 円/月（1,500 円/㎡×30 ㎡×1.1）

・保証金の預託 270,000 円（税抜施設使用料の6箇月分）

※関連事業者の許可（入店の許可）を受けた日から起算して1箇月以内に保証金を預託してください。なお、業務の開始は、保証金納付後です。

③ 居抜き物件の場合、入居前には管理事務所と協議のうえ、継承物を明示し誓約書を提出すること。

宮崎市中央卸売市場・宮崎市公設地方卸売市場 関連事業者募集要項（抜粋）

5 応募資格要件

(1) 以下について、誓約できること。

- ア 卸売市場に関する法令、条例及び規則その他市長が定める事項を遵守すること。
- イ 市場機能の充実に図り、又は出荷者、売買参加者、買出人、その他市場利用者への便益の提供が行える事業内容であること。
- ウ 市場機能が発揮されるよう、開市日に合わせて事業運営を行うよう努めること。
- エ 販売物品については、管理事務所が認めるものであること。

①応募者が法人である場合

- ア 宮崎市内に代表者住所を有する者、宮崎市内に本店又は支店を置く者、若しくは、宮崎市内（関連店舗を含む）に本店または支店を置くことができる者。
- イ 市場において関連事業者としての業務に専念できること。
- ウ 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者であること（市税等の滞納がないこと）。

エ 欠格条項

応募者が次に掲げる事項に該当するときは応募することができない。

- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法若しくは改正前の同法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (ウ) 市場の卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (エ) 暴力団員等であるとき。
- (オ) 暴力団員又は暴力団関係者でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。
- (カ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。
- (キ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。
- (ク) 業務を執行する役員のうち（ア）から（ウ）及び暴力団員等に該当する者があるとき。

②応募者が個人である場合

- ア 宮崎市内に住所を置く者、または市内に住所を置くことができる者。
- イ 市場において関連事業者としての業務に専念できること。
- ウ 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者であること（市税等の滞納がないこと）。

エ 欠格条項

応募者が次に掲げる事項に該当するときは応募することができない。

- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法若しくは改正前の同法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (ウ) 市場の卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (エ) 暴力団員等であるとき。
- (オ) 暴力団員又は暴力団関係者でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。
- (カ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。
- (キ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

1.1 業務許可及び業務開始手続きについて

(略)

ただし、申請書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反する事項があるとき、また、5①ア、5②アに定める要件に適合しない者は、許可を取消し又は許可しないことがある。なお、5①ア、5②アに定める要件を維持すること。

(略)